

## (1) 大多喜町総合戦略推進会議設置要綱

## ○大多喜町総合戦略推進会議設置要綱

平成 27 年 6 月 24 日

告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、大多喜町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 総合戦略の達成度の検証に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 24 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 住民で組織する団体の代表者
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 学校関係の代表者
- (4) 金融関係の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

- 2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員

の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 推進会議の事務局は、企画課において行うものとする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示による最初の推進会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 22 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## (2)大多喜町総合戦略推進会議委員名簿

令和7年8月1日現在（敬称略）

区 分	氏 名	備 考
会 長	平 林 昇	町長
副会長	渡 辺 善 男	大多喜町議会議長
第3条第1号 に定める委員 (住民団体)	小 泉 和 弘	老川地区区長会
	吉 野 俊 男	西畑地区区長会
	野 口 彰	総元地区区長会
	阪 本 康 太 郎	大多喜地区区長会
	吉 野 薫	上瀑地区区長会
	田 邊 壮 玄	大多喜町子ども会育成会連絡協議会
第3条第2号 に定める委員 (産業関係)	小 海 哲 郎	大多喜町企業連絡協議会
	小 高 一 哲	大多喜町農林業振興協議会
	高 橋 喜 彦	大多喜町商工会
	野 口 宗 生	大多喜町観光協会
第3条第3号 に定める委員 (学校関係)	杉 正 純	三育学院大学
第3条第4号 に定める委員 (金融関係)	阿 部 幹 男	千葉銀行大多喜支店
	吉 野 源 宏	銚子信用金庫大多喜支店
第3条第5号 に定める委員 (議会)	渡 辺 泰 宣	大多喜町議会議員、総合開発審議会
	末 吉 昭 男	大多喜町議会議員、総合開発審議会
〃 (一般住民)	野 口 智 子	
	高 嶋 佑 実	
	横 山 恵 子	
〃 (行政)	西 郡 栄 一	副町長
	佐 久 間 靖 夫	教育長

### (3) 大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

#### ○大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部設置 要綱

平成 27 年 1 月 28 日

告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大多喜町の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策に関し、基本的な計画（以下「大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を策定するため、大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び施策の推進に関すること。

(2) 大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び施策の推進に当たっての情報共有及び連絡調整に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進等に関し、町長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(本部長)

第 4 条 本部長は、大多喜町長をもって充てる。

2 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

(副本部長)

第 5 条 本部に副本部長を置き、副町長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部員)

第 6 条 本部に本部員を置き、大多喜町課長会議

規程（平成 22 年訓令第 11 号）第 3 条第 1 項に規定する課長会議の構成員をもって充てる。

(本部会議)

第 7 条 本部会議は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(専門部会)

第 8 条 本部に専門部会（以下「専門部会」という。）を置くことができる。

2 専門部会は、大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する調査研究を行う。

3 専門部会員は、本部長が指名する者をもって充てる。

4 専門部会に部会長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

5 専門部会に副部会長を置き、部会長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第 9 条 本部に関する庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 22 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部  
部員（第 6 条）

町長、副町長、教育長、議会事務局長、  
会計室長、総務課長、企画課長、税務住民課長、  
健康福祉課長、財政課長、建設課長、農林課長、  
商工観光課長、生活環境課長、教育課長、  
生涯学習課長

## 第2次大多喜町人口ビジョン・第3期大多喜町総合戦略 策定方針

### 1 策定の趣旨

国においては、令和5年度（2023年度）を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら、人口減少を含む社会課題の解決や魅力向上の取組を加速化・進化させることとしている。この新たな構想においては、地域の人口減少を食い止めるための取組を進めるとともに、関係人口の創出や住民・産官学金労言士等の参画によるまちづくりなど、多角的に地域の課題解決や魅力向上を進めていくことが求められている。

一方、大多喜町（以下「本町」という。）では、平成27年（2015年）に「大多喜町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、令和42年（2060年）における目標人口を8,000人として人口減少を食い止めるための取組を進めてきた。しかしながら、直近の人口推計によると令和42年（2060年）の人口は、3,500人程度と見込まれており、この達成は困難な状況となっている。

こうした状況を踏まえて人口動態の情勢を見直し、改めて人口の目標を定めるとともに今後のまちづくり全体の指針を示すことが求められることから「第2次大多喜町人口ビジョン」を策定する。

さらに、人口ビジョンに掲げる目標の達成を図るとともに国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえつつ、大多喜町の「まち・ひと・しごと」に関わる地域課題の解決や魅力向上を図るための計画として「第3期大多喜町総合戦略」を策定する。

### 2 策定内容

#### (1) 第2次大多喜町人口ビジョン

本町の人口の現状分析を行い、人口問題に関する基本認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と今後のまちづくりの指針となる人口の将来展望を示す長期的な人口ビジョンを定める。

#### (2) 第3期大多喜町総合戦略 ～デジタル田園都市構想実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略～

人口ビジョンにおける方向性や「大多喜町総合戦略（現行）」における進捗、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、今後5か年の取り組むべき施策の基本的方向や具体的な施策を定める。

### 3 対象期間

#### (1) 第2次大多喜町人口ビジョン

「大多喜町人口ビジョン（現行）」を見直すものとして令和42年（2060年）までとする。

#### (2) 第3期大多喜町総合戦略

総合計画基本計画と整合を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

## 4 検討項目

(1) 「大多喜町総合戦略（現行）」の振り返りと継承

(2) 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえた新たな取組の検討

## 5 策定体制

(1) 大多喜町総合戦略推進会議（外部組織）

大多喜町総合戦略及び大多喜町人口ビジョンの策定、推進に当たり、町民、産業関係、教育関係、金融関係等（産官学金労言士等）の関係者の意見を反映させるため、大多喜町総合戦略推進会議を設置する。

※大多喜町総合戦略は、総合計画との整合性を図る必要もあるため、総合計画を検討する機関である大多喜町総合開発審議会委員を含め組織する。

(2) 大多喜町総合戦略推進本部（内部組織）

大多喜町総合戦略及び大多喜町人口ビジョンの策定、推進に当たり、全庁的に取り組むため、町長を本部長とする大多喜町総合戦略推進本部を設置する。

大多喜町総合戦略推進本部に専門部会を置き、大多喜町総合戦略及び大多喜町人口ビジョン素案の作成に関する調査研究を行う。

(3) 団体懇話会及び住民ワークショップ

大多喜町総合戦略及び大多喜町人口ビジョンの策定、推進に当たり、広く町民の意見や提案を計画に反映させるため、各種団体との懇話会及び住民ワークショップを実施する。なお、これらの懇話会及びワークショップについては、令和6年10月に既に実施したところである。

## 6 策定期期

令和7年12月までの策定を目指す。

(5)策定経緯

令和6年	5月10日	大多喜町第4次総合計画及び大多喜町人口ビジョン・第3期総合戦略策定支援業務委託プロポーザル審査会
	5月28日	大多喜町第4次総合計画及び大多喜町人口ビジョン・第3期総合戦略策定支援業務委託契約締結 [(株) ジャパンインターナショナル総合研究所]
	6月20日	町長ヒアリング 第4次総合計画のまちづくりの方向性について 人口の将来見通しについて
	8月～11月	住民意識調査 一般：配布 1,800 件・有効回答数 761 件 中学生・高校生等：配布 437 件・有効回答数 186 件 職員意識調査 WEB調査：有効回答数 125 件 転入・転出者調査（令和5年7月～令和6年6月分） 窓口での記入：有効回答数 転入者 22 件 転出者 21 件 都市住民意識調査 ネットよりのリサーチ：対象者 20～59 歳 東京 23 区・横浜市・川崎市：有効回答数 206 件 千葉県内の都市部：有効回答数 206 件 大多喜町の近隣自治体：206 件
	10月3日 ～10月10日	住民公聴会 総元地区：10月3日 大多喜地区：10月5日 上瀑地区：10月6日 老川地区：10月8日 西畑地区：10月10日
	10月7日 ～10月18日	団体懇話会 子育て家庭：10月7日 商業関係団体：10月9日 教育関係団体：10月15日 観光関係団体：10月17日 農林業関係団体：10月18日
令和7年	2月4日	第1回 大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部会議 (1) 大多喜町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について (2) 第2次人口ビジョン及び第3期総合戦略策定スケジュールについて (3) 第2次人口ビジョンの目標人口について (4) その他
	8月1日	第2回（令和7年度第1回） 大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部会議 (1) 第2次人口ビジョン（案）について (2) 第3期総合戦略（案）について (3) 総合戦略策定スケジュールについて (4) その他

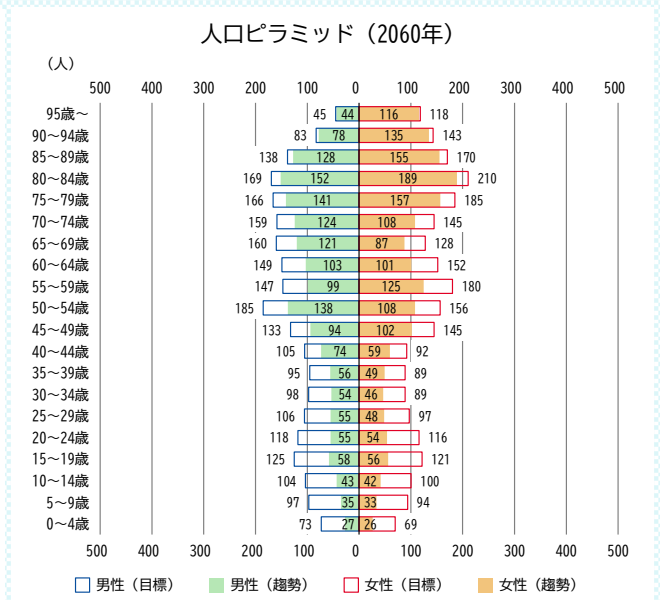
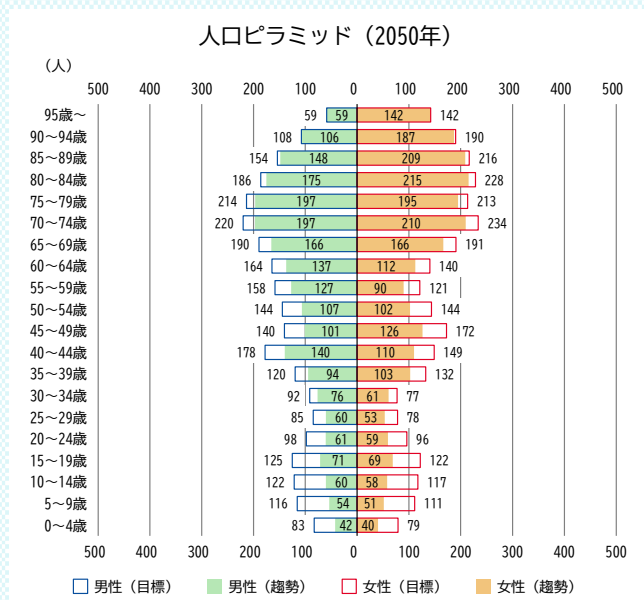
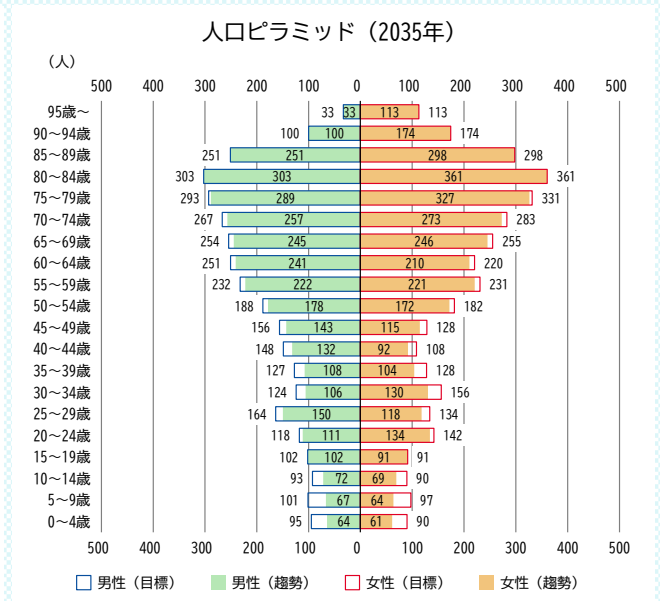
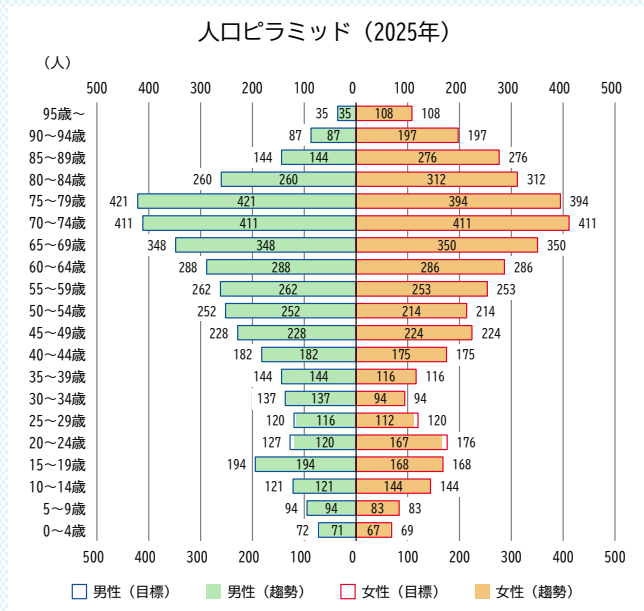
令和7年	8月19日	<p>令和7年度 第1回大多喜町総合戦略推進会議</p> <p>(1) 大多喜町第2期総合戦略事業に係る進捗状況について</p> <p>(2) 大多喜町第2期総合戦略事業の追加について</p> <p>(3) 大多喜町第2次人口ビジョン・第3期総合戦略策定方針について</p> <p>(4) 大多喜町第2次人口ビジョン・第3期総合戦略策定スケジュールについて</p> <p>(5) 町民アンケート調査等の報告について</p> <p>(6) 大多喜町第2次人口ビジョン（案）について</p> <p>(7) その他</p>
	9月19日	<p>第3回（令和7年度第2回） 大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部会議</p> <p>(1) 第3期総合戦略（案）について</p> <p>(2) その他</p>
	10月1日	<p>第4回（令和7年度第3回） 大多喜町まち・ひと・しごと創生推進本部会議</p> <p>(1) 第3期総合戦略（案）について</p> <p>(2) 第2次人口ビジョン・第3期総合戦略全般に関する意見について</p> <p>(3) その他</p>
	10月9日	<p>令和7年度 第2回大多喜町総合戦略推進会議</p> <p>(1) 第3期大多喜町総合戦略（案）について</p> <p>(2) その他</p>
	12月16日	<p>令和7年度 第3回大多喜町総合戦略推進会議</p> <p>(1) パブリックコメント及び議会議員全員協議会での意見について</p> <p>(2) 第2次大多喜町人口ビジョン及び第3期大多喜町総合戦略（案）について</p> <p>(3) その他</p>
8年	3月	第2次大多喜町人口ビジョン・第3期大多喜町総合戦略 策定

(6) 統計データ(参考資料)

①各年の人口構成

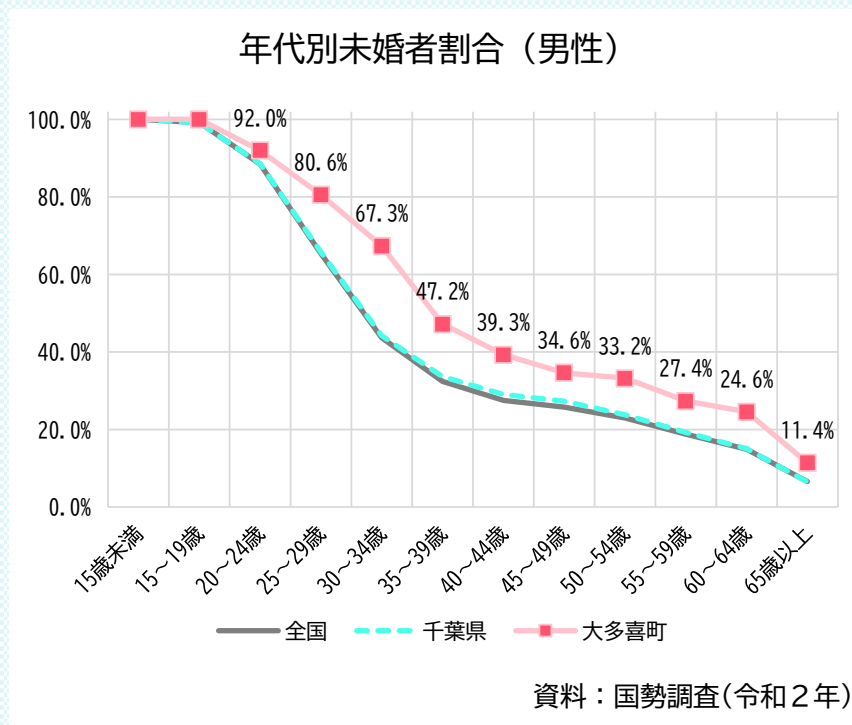
各年における人口構成を示す人口ピラミッドは、下記の通りです。

趨勢パターンにおいては、高齢者が多く若年層が少ないまま人口減少が進む一方、目標パターンにおいては、人口減少が進むものの各年代の人口構成のバランスが良い形へと変化していきます。

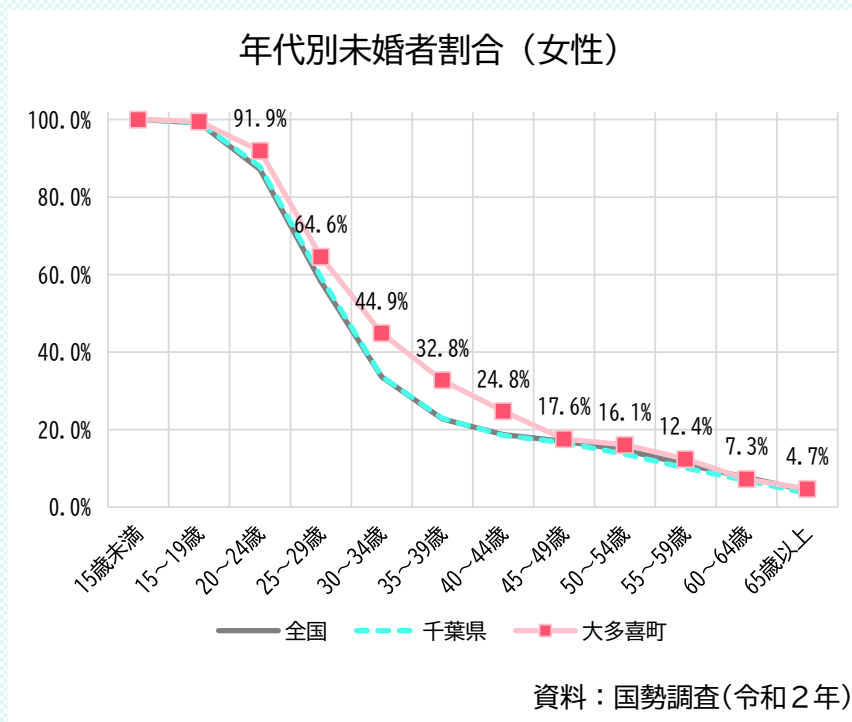


## ②男女・年代別未婚者割合

男性の年代別未婚者割合について、25～29歳で80.6%、30～34歳で67.3%、35～39歳で47.2%となっています。国・県と比較して、いずれも高くなっています。



女性の年代別未婚者割合について、25～29歳で64.6%、30～34歳で44.9%、35～39歳で32.8%となっています。国・県と比較してやや高い一方、概ね同年代の男性より低くなっています。



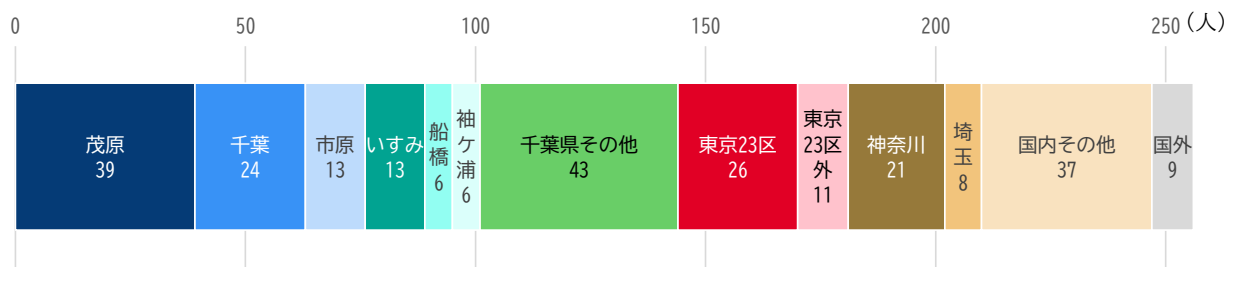
③対市町村・都道府県・国内外別転出者数

県内では、茂原市、千葉市への転出者が多くなっています。

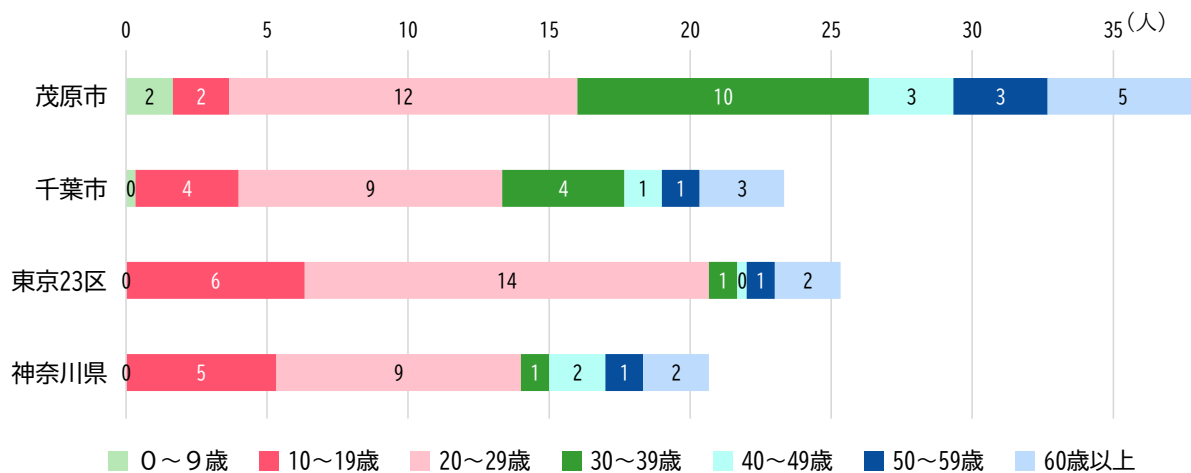
また県外では、東京23区、神奈川県への転出者が多くなっています。

年代別にみると、いずれの転出先についても20～29歳の転出が目立ちます。茂原市へは30～39歳の転出も多くなっています。

転出先別の転出人数（令和4年～6年・3か年平均）



年代・転出先別の転出人数（令和4年～6年・3か年平均）



※3か年平均の算出における端数処理のため、一部合計が一致しません

資料：千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

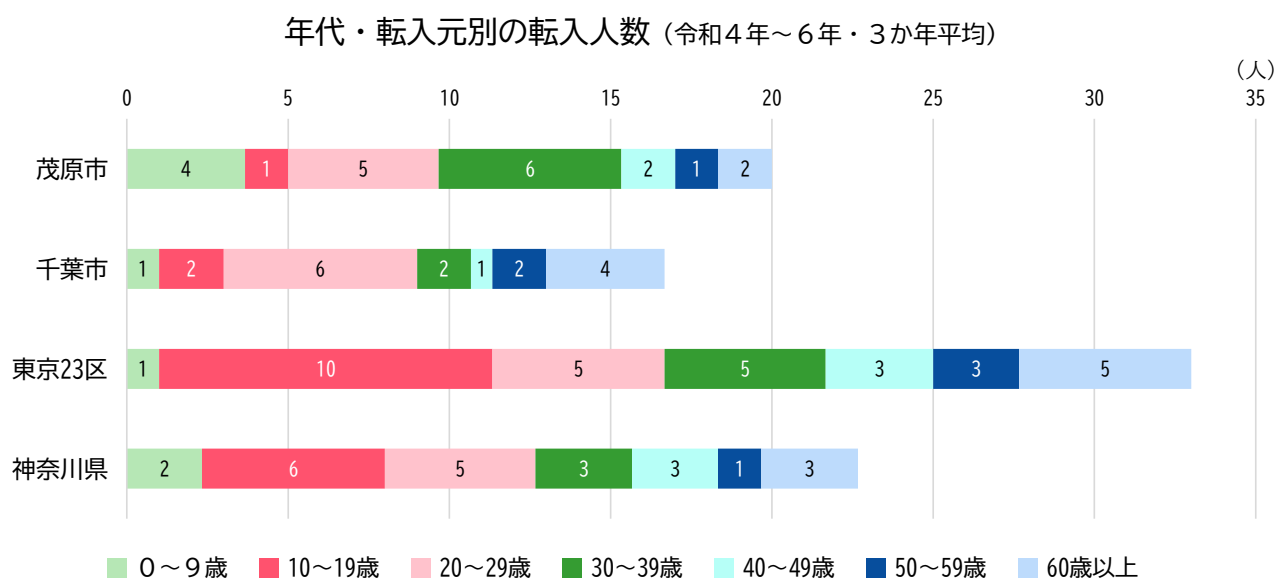
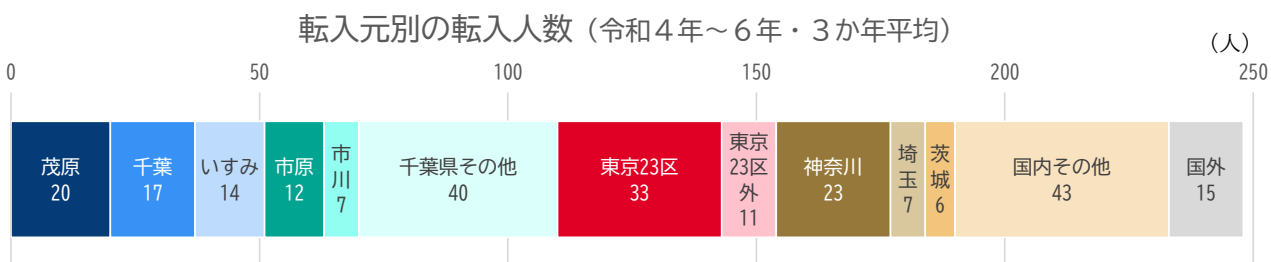
#### ④対市町村・都道府県・国内外別転入者数

県内では茂原市、千葉市、いすみ市からの転入が多くなっています。

また県外では、東京23区、神奈川県からの転入が多くなっています。

年代別にみると、東京23区・神奈川県からは10・20歳代の転入がみられます。ただし、10歳代については、私立中等教育学校の影響が大きいとみられます。また、20歳代については、転入数よりも転出数（前のページ）の方が多くなっています。

一方で、茂原市からは子育て世帯（0～9歳・30～39歳）の転入が多くなっています。



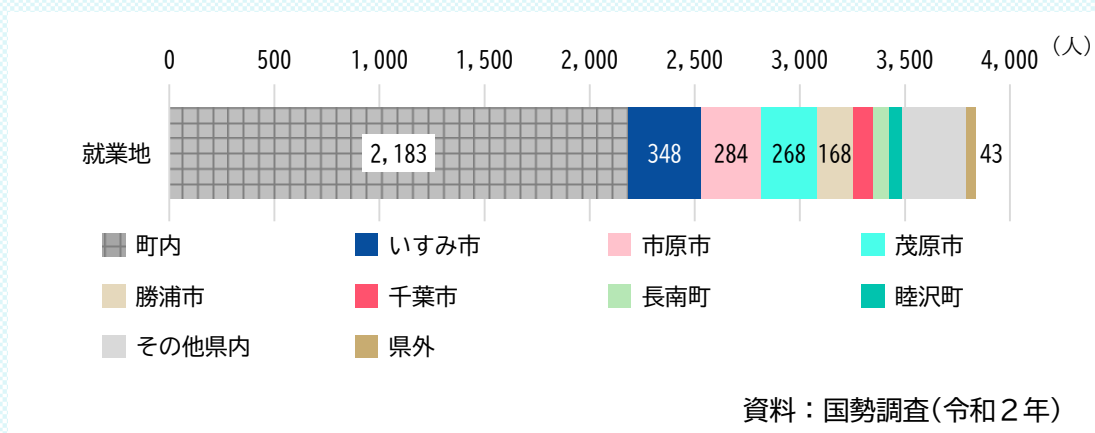
※3か年平均の算出における端数処理のため、一部合計が一致しません

資料：千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)

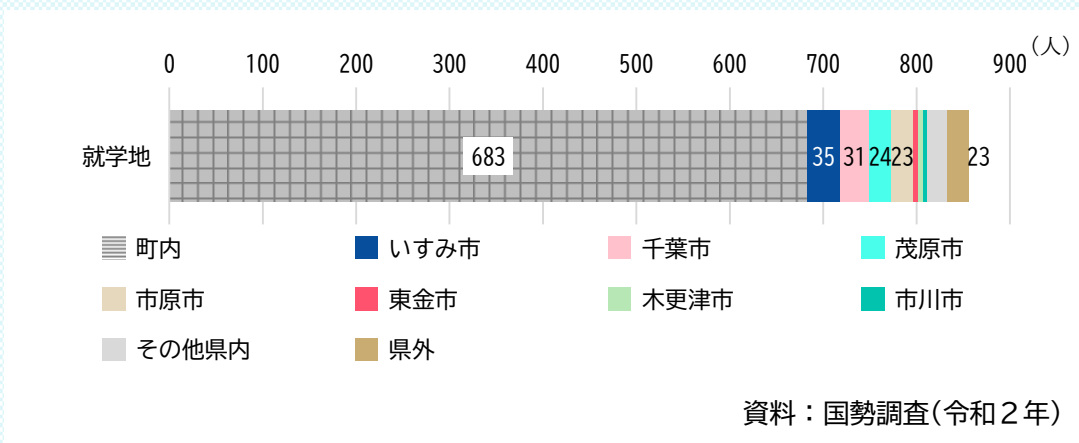
⑤町内常住者の就業地・就学地

町内に常住する就業者のうち約6割にあたる2,183人が町内で就業しています。

町外の通勤先としては、いすみ市、市原市、茂原市の順に多くっており、県外へ通勤する方は43人とどまっています。

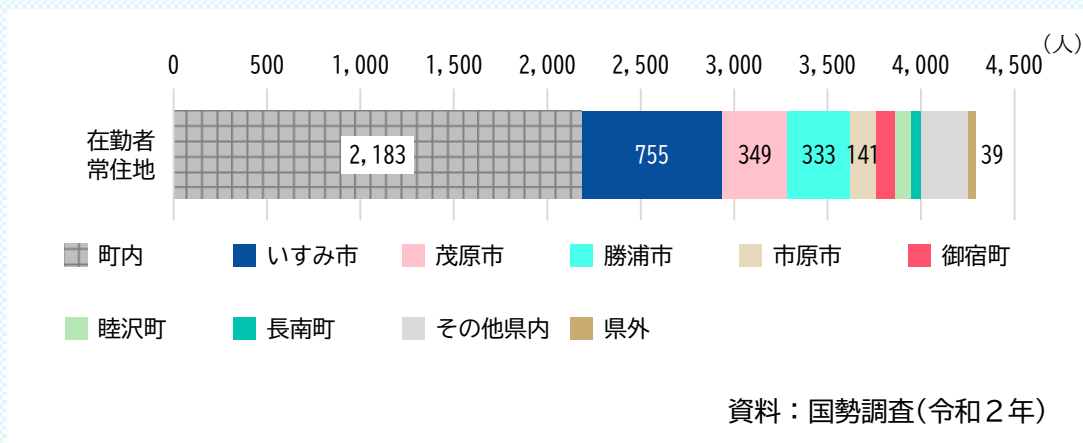


町内に常住する就学者（小・中学生を含む）のうち、町外に通学する人の数は173人となっています。内訳としては、いすみ市、千葉県、茂原市、市原市がそれぞれ20人以上となっている他、県外も23人となっています。

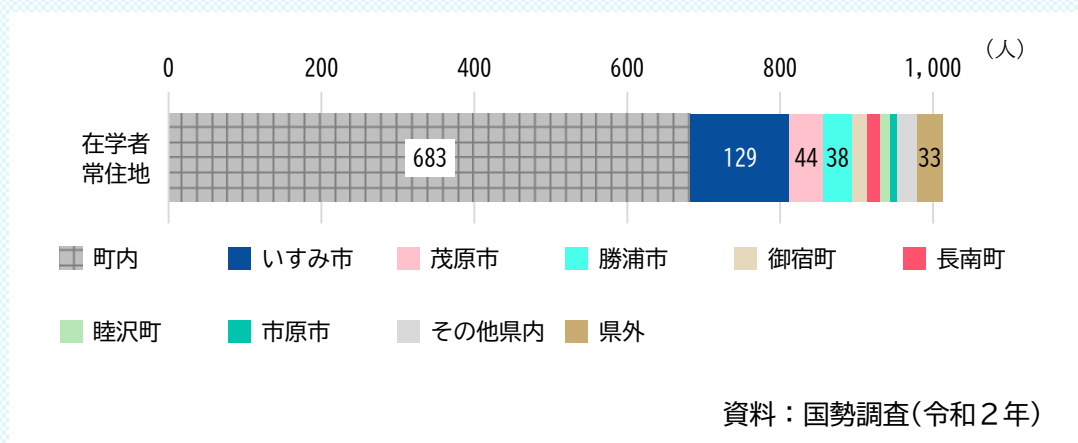


### ⑥町内就業・就学者の常住地

町内で就業する人の常住地についてみると、約半数が町内となっています。  
通勤元としては、いすみ市、茂原市、勝浦市が多くなっています。



町内で就学する人(小・中学生を含む)のうち、町外から通学する人の数は329人となっています。  
内訳としては、いすみ市が129人と多く、次いで茂原市、勝浦市となっています。



### 第2次大多喜町人口ビジョン 第3期大多喜町総合戦略

企画・編集：大多喜町企画課 / 発行者：千葉県大多喜町  
〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地  
電話：0470-82-2111 FAX：0470-82-4461